

平成30年第10回農業委員会総会議事録

平成30年10月11日（木）第10回総会を市役所南庁舎1階1A会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番		3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 1人 推2番 山本計博

議事	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第49号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第50号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地改良届について
	農地法施行規則第29条の届について
	農地法農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午前9時30分)

藤井次長	<p>皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第10回総会を開催致します。 本日の出席は27名、欠席は推進委員2番山本委員です。事務局の滝口がまだ7月豪雨の関係で、今週から県の査定が入っておりまして、そちらの対応で欠席させていただいております。 それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井次長	<p>続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は16番藤澤委員に先導をお願い致します。</p>
藤澤委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井次長	<p>ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、17番仲田委員、1番谷岡代理にお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3条1件あります。場所は神郷下神代、現況は畑です。移動の理由は売買による所有権移転です。 作物は野菜、作業従事者は1名です。売買価格は記載の通りです。農地法第3条第2項の状況ですが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま す。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが、信託ではないので該当しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の0.1aを</p>

	<p>超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、空き屋に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、地元農業者への贈与の為、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>10月8日に大原委員と現地を見に行きました。この案件は先月にもでしたが、空き屋に付随した農地として、現況は畑となっていますが、ほとんど花壇のようになっています。別段問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第46号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。</p> <p>続きまして議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>1番ですが、場所は高尾、現況地目は田、2筆です。転用目的は露天駐車場です。転用理由は、自ら経営している会社及び近隣にある薬局の社員用、来客駐車場として使用するという、また月極駐車場として近隣居住者にも貸し出すというものです。工事期間は平成30年11月から平成30年12月です。申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。この度申請地を自ら経営している防犯カメラの販売を行っている会社、近隣の薬局の社員、来客用の駐車場、またその他近隣の居住者の一般の月極駐車場として利用するというもので農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺は住</p>

	宅地で他への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費が記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
倉脇委員	9日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で現地の確認をしてきました。場所は高尾の総合薬局を入ったところ、市道の両横にあります、完全に宅地に囲まれた場所になっていました。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。続いて議案第47号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番です。場所は馬塚、現況地目は田、畑2筆です。転用目的は農地改良、嵩上げ、嵩下げにより作業の効率化を図るものです。工事期間は、平成30年10月20日から1年間です。申請地は農用地区域内農地以外であって、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。申請地を農地改良で嵩上げと嵩下げによって4枚を2枚にし、農作業の効率化を図るため一時転用するものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
眞壁委員	10月5日に泉推進委員と調査しました。場所は馬塚の●●●地内です。この嵩上げ、嵩下げにつきましては、大半を申請人が自分ですと行うことで経費的にも少ないのではないかと考えます。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。なお、面積が30a以下の為県農業会議へ諮問は任意となりますが諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>この度5件です。まず1番ですが、場所は菅生、現況地目は田、畑5筆です。転用目的は土場(材木置場)です。転用理由ですが、譲受人は申請地すぐ側に山林を所有しており、伐採した材木を保管するための土場として利用したというものです。契約の種類ですが売買による所有権移転です。工事期間は着工から約10日間、価格は記載の通りです。申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。譲受人は法人で、個人の申請地を売買し、伐採した材木を集積し保管するもので、申請地は譲受人が所有する山林の山側にあり申請人が所有する土地で、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで、全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>10月5日に泉推進委員と調査しました。場所は菅生、●●●です。山の上のほとんど耕作されていない場所です。問題ないと思います以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第48号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。続いて48号2番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、場所は豊永赤馬、現況地目は畑1筆です。転用目的は露天資材置場です。転用理由は県南部に本店、事務所があるが、県北からの依頼が増えており、県北部での今後の円滑な運営の為に露天資材置場が必要となったものです。契約の種類は使用貸借権の設定です。申請地は、農振農用地域から除外したので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。借受人は倉敷市に本社がある主に左官業を営む会社ですが、県北からの業務依頼が増加してきたことから、県北へ露天資材置場が必要となったということでこの度当該会社の代表取締役の●●氏の実家がある豊永赤馬地区に本人が所有する農地があることから、当該申請地を露天資材置場として利用計画しているものであり、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、現状のままで使用するというので、費用は発生しません。</p>
会 長	<p>関連がありますので続いて3番をお願いします。</p>
小川局長	<p>先程と一帯の所です。場所は豊永赤馬、現況地目は畑1筆です。転用目的、転用理由も先程と同じです。契約の種類ですが賃貸借権の設定で賃借料は記載の通りです。申請地は農振、農用地から除外したもので、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。借受人と転用理由は先程と同じですが、申請地は先程の農地から道路を挟んで向かい側にある農地であり、先程の農地と合わせて資材管理を一体的に行う計画であり、所有する土地で申請地にかえて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用</p>

	はやむを得ないものと考えます。なお申請地の所有者は既に亡くなられていますが、まだ相続できていないということで、今回相続人全員による申請となっています。資金計画も先程と同じで費用は発生しません。
会 長	この件について関係地区員の説明を求めます。
清原委員	2番の件ですが、先月申請が出ていたので先月確認をさせていただきました。9月5日に藤本委員と現地を確認しています。場所は草間から豊永に降りるところに農道の入り口があるんですが、そこから2.5km程大佐寄りに入った所で●●地区と●●地区の間です。農道の右側です。以前カヤを刈っていたのでまだカヤが生えているのでカヤだけ刈ればすぐ使える状況の土地です。3番は、2番の道を挟んですぐ隣です。ここは以前ブドウを作られていたのですが、10年くらい前にブドウの棚を全部取りはらってカヤを刈っていたのですが、今は原野になりかけているような所です。これは刈ってしまえば畑ですからすぐ使えると思います。
会 長	事務局地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。
後藤委員	仕事は何をされているのですか。
小川局長	主に左官業です。
後藤委員	資材は何を置かれるんですか。
清原委員	残土や真砂土、それからコンクリのブロックとかそのように申請が出ております。自分の土地だけじゃ少し狭いから借りるのだと思います。
会 長	他にございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので議案第48号2番、3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め2番3番は許可妥当と致します。続いて議案第48号4番から11番について事務局から説明をお願いします。

小川局長	<p>4番から11番関連していますのでまとめて説明させていただきます。4番ですが場所は足立、現況地目は田、畑13筆です。転用目的は養鶏場。転用理由は鶏舎6棟、堆肥舎2棟、焼却建屋2棟、以下記載の通りです。契約の種類ですが、売買による所有権移転です。価格については田、畑それぞれ記載の通りです。工事期間は許可日から平成31年12月31日です。建ぺい率は31パーセントです。5番ですが場所は同じく足立、現況地目は田、畑9筆、6番同じく足立、現況地目は田2筆、7番同じく足立、現況地目は田2筆、8番同じく足立、現況地目は田2筆、9番同じく足立、現況地目は田1筆、10番同じく足立、現況地目は田1筆、11番足立、現況地目は田1筆です。総面積が田25筆で18,742平米、畑6筆で2,540平米、計31筆で21,282平米となっています。申請地は31筆全て、農振農用地から除外したものですが、この内19筆は土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。また残りの12筆につきましては甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。場所は今年2月に同様の5条申請で養鶏場として転用許可をしている所に隣接する一帯に位置しており、今回も養鶏の為に鶏舎及び付帯設備を設置するものであり、例外許可規定の農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に位置する施設に該当すること、また所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画は適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載の通りで、全て自己資金です。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
大原委員	<p>10月8日に仲田委員、橋本委員、井上推進委員、申請者の関係者2名と現地を確認してきました。先程事務局に全て説明していただいたのですが、2月の総会で決議していただいた2期工事で何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p>
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第48号4番から11番の議案に

	賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め4番から11番は許可妥当とします。続いて議案第48号12番の議案について事務局から説明をお願いします。
小川局長	場所は正田、現況地目は畑、転用目的は進入路、露天駐車場です。転用理由は自宅への進入路、露天駐車場として利用するという事です。契約の種類は売買による所有権移転で、工事期間は許可日から3ヶ月、売買価格は記載の通りです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。現在、申請者宅への進入路が狭く駐車場がないため、この度当該申請地を自宅への進入路及び露天駐車場として利用するというものであり、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられこの転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	10月4日に逸見会長、三輪推進委員と私の3人で現地を確認しました。現地は●●●●●●●●上の左側の信号を渡りまして、新見寄りに150m程行った右側の畑です。この家はすぐ畑の上であり、少し勾配がありますので自宅へ上がる道もある程度段差がつくということで面積的にもだいたいいると思います。現地を見てやむを得ないと思いました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第48号12番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め12番は許可妥当とします。なお4番から11番につきましては関連案件であり、その面積が3,000平米を越えるため県農業

	<p>会議への諮問が必要となりますが、諮問会議で許可適当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承下さい。続きまして議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが1件出ております。 (議案第49号1番を資料により朗読説明) 新規については以上です。再設定はありません。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
鈴江委員	<p>10月4日に奥山委員と現地確認をしています。場所は哲多総合センターから15km程哲西方面に行った所の●●というところにあります。貸付人が耕作出来ないということで、今後は借受人に作ってもらうということです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第49号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続きまして議案第50号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回2件申請が出ております。1番ですが、場所は哲西町矢田、現況地目は雑種地、宅地10筆です。理由ですが左記の筆の上から8筆については平成6年8月に露天駐車場及び進入路として転用許可を受けていたが、登記が未了であったということで、この内6筆は現在露天駐車場及び進入路となっております。あとの2筆については宅地として利用されています。残りの2筆については同じ頃から宅地として利用されており現在に至っているというものです。2番です。場所は長屋、現況は山林です。理由ですが土地が河川沿いにあり、冠水する事が多く収穫が上がらないということで、昭和52年1月頃から耕作を中止していた。その後5年くらいで</p>

	竹木が生育し山林の状態となり、現在に至っているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	10月7日に谷川内委員、奥津委員と3人で現地の確認を行いました。場所は国道182号線を哲西の●●●●●●を過ぎて左手にガソリンスタンドがあります。その宅地、それからその国道182号線はバイパスになっていまして、旧道が東側にありますがそのガソリンスタンドから旧道に出てずっと進入路として既になっております。それから宅地も実際ガソリンスタンドが建っています。平成6年に許可を得たということですので、10筆全て確認しました。記載の通りでした。
藤澤委員	10月4日に逸見会長、三輪委員と3人で確認しています。現地は●●のローソンの斜め前の●●●●自動車商会の裏の河原へ降りる所で全体に竹が生えております。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。1番、2番についてご意見、ご質問ございましたらお願いします。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第50号1番2番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番、2番は認定と致します。 ～ 休憩 ～ (午前10:10～午前10:20)
会 長	報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地改良届1件出ています。場所は馬塚、現況地目は田です。目的は嵩上げで改良高は0.6m。理由は嵩上げと嵩下げで、2枚を1枚にすることにより農作業の効率化を図るということで、期間は平成30年10月20日から平成31年1月19日です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。

眞壁委員	<p>10月5日に泉推進委員と確認しました。場所は農地改良届で議案第47号の2番で出ている申請地と地続きで工事費が記載されておりませんが、この上の2番の申請者が前月の農業委員会でこの方から農地の贈与を受けています。その見返りとして工事費を負担するという事です。以上です。</p>
会 長	<p>続いて農地法施工規則第29条の届について事務局の説明をお願いします</p>
小川局長	<p>場所は草間、現況地目は畑、目的は作業用進入路ということで5m×5mの25平米です。理由は農業をするための機械等の進入路ということで、農道をつけるというものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明をお願いします。</p>
神山委員	<p>9月24日に現地の確認をしました。草間郵便局から南西500mくらい行った道路から多少くぼんだ所の畑になります。農業をするための進入路ということで、細い農道みたいのところから畑に降りる為の進入路を作る工事になります。その他周辺等の問題はないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回3件です。1番ですが、場所は高尾、現況地目は田、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の建設です。理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというものです。契約の種類は賃貸借権の設定で工事期間は平成30年10月17日から平成30年11月30日です。2番ですが場所は法曾、現況地目は畑、目的、理由は先程と同じで、契約の種類も賃貸借権の設定です。工事期間は平成30年10月18日から平成30年11月30日です。3番ですが場所は西方、現況地目は畑、転用目的と理由は先程と同じで契約の種類も賃貸借権の設定です。工事期間は平成30年10月17日から平成30年11月30日です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
倉脇委員	<p>10月9日に眞壁委員、溝尾推進委員の3人で現地を確認しました。場所は高尾●●の信号を500m入った所の角地になります。</p>

藤澤委員	10月4日に逸見会長、三輪委員の3人で現地を確認しました。場所は法曾の●●●美術館の前から右へ約200m山へ行ったところで、集落の道の下です。
仲田委員	確認日は10月8日、大原委員と確認をしました。場所は●●駅へおりて行く橋を渡ると左へ30、40mくらいのところで、そこへ何か打っているかと思ったのですが何もなかったのですが、一応確認はしました。別段問題ないと思います。以上です。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	法務局照会は2件です。1番ですが、場所は上熊谷、現況地目は雑種地、理由は県道改良工事が行われた昭和60年頃から自宅への進入路及び庭として利用されており現在に至っているものです。2番ですが、場所は井倉、現況地目は宅地、理由は昭和45年頃から倉庫が建っており、現在に至っているものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	確認日は9月23日、小西推進委員、山本推進委員と現地へ行っています。場所は塩城小学校に入る道がありますが、それを100mくらい大佐へ寄った土地です。雑種地だと思います。よろしくをお願いします。
藤澤委員	9月22日に逸見会長、三輪推進委員、当事者の方と確認をしています。井倉駅前から約150m手前の道の左側で、倉庫が建っていました。それから少し空き地はありますが、宅地ということで確認をしています。
会 長	続いて農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	期間変更届が1件出ています。法曾地内、畑、育成牛舎の建築ですが、平成30年9月30日までの予定でしたが、工事着工の遅れということで平成30年12月31日までの届が出ています。
会 長	この件について関係地区委員の報告をお願いします。
藤澤委員	書いてあるとおりで工事が遅れております。それで延長したということです。
会 長	続いて完了届について事務局から説明をお願いします。

西川主査	完了届 4 件出ています。千屋花見地内 2 9 条による育成牛舎。2 番千屋実地内農地改良による嵩上げ。3 番千屋実地内農地改良による嵩上げ。4 番哲西町大野部地内 4 条による嵩上げ。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と説明があれば報告して下さい。
小田委員	1 番が 1 0 月 6 日、山本推進委員と確認しました。牛舎が出来ていました。2 番、3 番は確認日は 9 月 2 日、先月の総会で上がっていた所ですが、その時既に完了していました。以上です。
谷川内委員	確認日は 1 0 月 7 日に 3 名で見てきました。問題なく出来ていました。以上です。
会 長	続きまして協議事項に入ります。事務局からお願いします。
小川局長	事務局の確認日を申し上げてなかったのですが、確認を 9 月 2 6 日にしています。協議事項ということで 1 件、状況報告兼ねてさせていただきます。哲多町矢戸の草月営農団地での農業振興地域農用地区域内に無断で太陽光発電設備が設置されているということで違反転用となっている件について状況報告をさせていただきます。6 月総会で状況を報告させていただいておりましたが、今年 3 月に哲多町矢戸、草月営農団地の農振農用地区域内に無断で太陽光発電設備に転用されているのが確認されて以来、状況の確認をしながらこれまで土地所有者に対し電話、2 回の文書による指導、また 8 月 1 4 日には逸見会長と兵庫県まで出向き土地所有者に立会するなど再三に渡って改善指導を行ってきましたが、今後改善の見込みがないことから、逸見会長と協議の上、平成 3 0 年 9 月 2 1 日付けで勧告書を送付させていただいております。これは農水省通達の「太陽光発電設備を農地の法面または畦畔に設置する場合の取り扱いについて」に規定されている要件であります「位置等から見て申請地にかかる法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することが出来ないと認められる」に該当しないに基づいているものです。当然許可を受けず無断転用となっているため、農地法第 4 条第 1 項の規定に違反しているということで、太陽光発電設備を平成 3 0 年 1 1 月 2 5 日までに撤去のうえ、原状回復するよう勧告したものです。御了知いただきたいと思っております。なお、現在のところ、先方からの連絡は何もありませんが、今後動きがありましたら報告をさせていただきます。

会 長	事務局から現状の報告がありました。何かご意見、ご質問はありますか。
後藤委員	11月30日まで？
小川局長	11月25日です。
後藤委員	11月25日まで、それで撤去しなかったらどうなる？
小川局長	その後についてはまた協議させていただいて、再度勧告か、このままいくと原状回復命令を出すこととなります。
久保木委員	土地は個人所有ですか、それとも。
小川局長	個人です。
会 長	11月25日までにはいずれかの動きがあるか、何かあればですが、何もない場合はもう一度勧告をするか、すぐ撤去命令を出すか、になろうと思います。その時はまた調整会議等で報告させていただきたいと思います。この件について他に何かございませんか。 (質問なし)
会 長	ないようでしたらその他に入ります。その他事務局からお願いします。
西川主査	農業者年金制度加入推進について。 吉備中央町での研修会について。 11月の視察研修の概要について 委員名簿を配布させていただいています。
藤井次長	次回の総会についてですが、今回は11月12日(月)午前9時30分からを予定しています。場所はこちらの部屋です。続きまして12月ですが、12月6日(木)午前9時30分からこの建物の3階の会議室3Aでお願いしたいと思います。
会 長	事務局から以上でよろしいでしょうか。他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。 (意見、質問なし)

会 長	ごさいませんようでしたら閉会の挨拶を谷岡代理が行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 53 分)